

公募先着順による町有財産売払いの募集要領

町では、以下の物件について、あらかじめ最低売却価格その他の契約条件を公表したうえで、買い受け申込みの先着順（同日受付の場合は、抽選）により、資格が確認できた申込者に対して随意契約で町有財産の売却を行います。

1. 売払い物件

売払 番号	所在地	区分	面積	最低売却価格
1	会津坂下町字逆水 40 番	宅地	302.89 m ²	9,043,000 円

※買い受け申込の前に必ず物件の下見を行い、現況を確認してください。

2. 申込み資格等に関する事項

日本国内に住所を有する個人・法人で、以下のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 未成年者
- (2) 成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 令和2年度分の市町村民税に関し未納がある者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがされている者(ただし、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する者

3. 売払物件の仕様及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 期 間 令和3年3月22日(月)から9月21日(火)まで
午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝祭日を除く。)
- (2) 場 所 会津坂下町役場政策財務課 財務管理班

4. 申込みの方法

以下に記載する書類を受付場所まで直接持参してください。電話、郵送等による申し込みは受け付けません。

- (1) 受付期間 令和3年3月22日(月)から令和3年9月21日(火)
午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝祭日を除く。)
- (2) 受付場所 〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町市中三番甲 3662 番地
会津坂下町政策財務課 財務管理班
- (3) 申込みに必要な書類(提出部数は1部)
 - ①町有財産買い受け申請書(別紙1-1、1-2)
 - ②住民票抄本(法人にあつては登記簿謄本)

③印鑑登録証明書

④市町村民税に関する納税証明書（令和2年度分）

※非課税の場合はその証明書

⑤共有持分申出書（別紙2）（共有名義により申し込む場合）

※共有名義で申し込む場合は、共有者全員の上記②～④の書類を提出してください。

※様式は役場ホームページからも取得可能です。

5. 現地説明

当該土地の説明が必要な方には随時対応いたします。希望される方は、政策財務課財務管理班（電話 0242-84-1532）にご連絡ください。現地での説明を受けずに申請書を提出する場合も当該物件について了知しているものとみなします。

6. 買受人の決定方法

（1）提出いただいた申込書及び添付書類について内容に不備がないかを確認し、先着順に受理します。

※申込書等に不備があった場合は、適正な書類が整うまでは、受理となりませんのでご注意ください。

（2）募集要領に定められている申込者の資格を有しているか、審査を行います。その際に追加資料の提出をお願いする場合があります。

（3）同日に二以上の申し込みがあり、これを受理した時は、受付時間にかかわらず同順位で受理したものと取り扱います。

（4）資格審査で資格等の確認ができた第一順位の申し込みが複数ある場合は、以下のとおりとなります。

①買受希望価格が異なる場合は、買い受け希望価格の最も高い申込者を契約の相手方（以下「買受人」）に決定します。

②買受希望価格が同一の場合は、申込者又はその代理人によるくじ引きにより買受人を決定します。この場合は、くじ引きの実施日及びくじ引きの方法について再度連絡をします。

（5）第一順位のすべての申し込みが無効となった場合は、第二順位以降の申し込み順位を繰り上げます。

（6）買受人を決定した場合、町有財産売払い決定通知を送付します。

6. 契約の締結

町有財産売払い決定通知を受けた場合は、通知の日から30日以内に町有地売買契約を締結する必要があります。期限まで契約を締結しないときは、町有財産売払い決定は無効となります。

7. 特約条件

売買契約にあたっては、次の条件を付します。

（1）売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他

反社会团体及びそれらの構成員の活動のために利用するなど、公序良俗に反する施設の用に供してはならない。

- (2) 売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業及び第5条に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する用途に供してはならない。
- (3) 前2項の用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

7. 異議の申立

売却決定後、説明等についての不明を理由とし、異議を申し立てることはできません。

8. 契約保証金

- (1) 買受人は、契約を締結する前に契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付するものとします。
- (2) 納付した契約保証金は、売買契約締結後、売買代金に充当することができます。

9. 売買代金の支払い及び所有権の移転

- (1) 売却代金の納付は、契約締結の日から60日以内（公休日は算入しない）に契約保証金を除いた金額を納付することになります。
- (2) 売買代金の全額が納付された時点で売払物件の所有権は移転し、引き渡されたものとします。

10. 物件の引渡条件等

- (1) 物件の所有権は、売却代金の納入があった時に移転するものとします。
- (2) 物件は現状渡りで、引渡後に発見された瑕疵担保責任は一切負いません。
- (3) 買受人は、物件引渡後30日以内に所有権の移転登記を行い、完了後その証として変更手続き完了を証する書類を提出すること。
- (4) 所有権移転登記等の一切の費用は、買受人の負担とします。

11. 問い合わせ先 会津坂下町役場政策財務課財務管理班 TEL0242-84-1532(直通)